伊丹市介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務一部委託契約書

社会福祉法人 伊丹市社会福祉協議会（以下「甲」という。）と伊丹市内の地域包括支援センター運営受託法人（別記１ 以下「乙」という。）が締結した、「伊丹市介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務一部委託契約に関する委任契約」に基づき、甲と指定居宅介護支援事業所を運営する＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「丙」という。）は、乙が介護保険法（平成９年法律第 123 号）等関連法令及び伊丹市地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）実施要綱に規定する介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の一部を丙に委託することに関して、次のとおり契約を締結する。

（委託事項）

第１条　乙は、介護保険法（平成９年法律第 123 号）等関連法令及び伊丹市地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）実施要綱に規定する介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の一部（以下「委託業務」という。）を丙に委託し、丙はこれを受託する。

（委託業務内容）

第２条　乙が、丙に委託する業務は、次の各号に定めるとおりとする。

（１）介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント対象者（以下「利用者」という。）・家族への、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに係るアセスメントの実施による心身状況等、支援に必要な情報収集及び解決すべき課題等の把握

（２）利用者の自己決定に基づく介護予防サービス・支援計画書又は介護予防ケアマネジメント計画書（以下「ケアプラン」という。）原案の作成

（３）介護予防サービス、第一号事業、その他のサービス及びインフォーマルサポート等（以下、「介護予防サービス等」という。）を実施する事業者、団体等との連絡調整、便宜の提供

（４）サービス担当者会議の開催（簡略化した介護予防ケアマネジメント「ケアマネジメントＢ」、初回のみの介護予防ケアマネジメント「ケアマネジメントＣ」の場合は必須ではない。）

（５）利用者・家族に対するケアプラン原案の説明、同意

（６）利用者・家族及び介護予防サービス等を実施する事業者に対するケアプランの交付

（７）介護予防サービス等実施状況の把握（モニタリングの実施）（初回のみの介護予防ケアマネジメント「ケアマネジメントＣ」の場合を除く。）

（８）ケアプランの達成状況に関する評価（初回のみの介護予防ケアマネジメント「ケアマネジメントＣ」の場合を除く。）

（９）ケアプランの変更に係る上記（１）から（７）に関する業務

(10) 基本チェックリストの実施、要介護認定等に係る申請の支援

(11) ケアプランに基づく給付管理業務

(12) 利用者・家族からの相談対応及び関係機関等との連絡調整

(13) その他、介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの実施に関し、乙が指示する事項

（実施方法）

第３条　丙は、本契約書及び別紙「伊丹市介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務一部委託契約に係る仕様書」に定めるところにより、委託業務を誠実に行うものとする。

（委託期間）

第４条　委託期間は、＿＿＿＿年＿＿月＿＿日から＿＿＿＿年＿＿月＿＿日までとする。

２　契約期間満了日の１週間前までに、甲、丙いずれからも契約終了の申し出がない場合には、この契約は契約期間満了日の翌日から１年間、同条件で自動更新することとし、以後毎年同様とする。

（委託料の額）

第５条　委託業務に係る委託料の額は別記２に定める通りによる。

（委託料の支払い）

第６条　丙は担当する利用者が介護予防サービス等を利用した場合は、前条の委託料を乙が指定する方法により、乙が定める期日までに、乙に請求するものとする。

２　乙は、前項に規定する請求を受けた時は、その内容を確認し、請求を受けた月の翌々月の 10 日（土日祝日の場合はその前日）までに、丙に対して委託料を支払うものとする。

３　丙の事業所所在地が兵庫県内であり、乙、丙間で伊丹市が指定する代理受領委任状を取り交わした場合、委託料を兵庫県国民健康保険団体連合会より、乙に代わって丙に支払うものとする。この場合、丙は第１項に定める乙への請求は不要とする。

（再委託の禁止）

第７条　丙は、第三者に対し、委託業務の全部若しくは一部を再委託してはならない。

（権利の譲渡の禁止）

第８条　丙は、第三者に対し、この契約に基づいて生じる権利を譲渡してはならない。ただし、あらかじめ乙の承認を受けたときはこの限りではない。

（監督及び調査）

第９条　乙は、丙に対し、委託業務の実施状況について調査し、必要な報告を求めることができる。

（契約の解約）

第１０条　甲は、丙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解約することができる。

（１）この契約の条項に違反したとき。

（２）この契約を履行しないとき、又は履行する見込みがないと認められるとき。

（３）指定居宅介護支援事業者の指定を取り消されたとき。

（４）指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 38 号）に違反し、委託業務を適正に実施することが困難であると認められたとき。

（５）この契約の解約を申し出たとき。

（６）伊丹市地域包括支援センター運営協議会において、委託が適当でないと判断されたとき。

（秘密の保持）

第１１条　丙は、委託業務の実施に関し、知り得た個人情報その他の事項等を第三者に漏らしてはならない。委託業務が完了し、又は契約を終了した後も同様とする。

２　丙は、丙の従業者及び丙の従業者であった者が、委託業務の実施に関し、知り得た個人情報その他の事項等を第三者に漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。

（損害賠償）

第１２条　丙は、丙の従業者が委託業務を実施するうえで、甲、乙又は利用者若しくは第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（定めのない事項の処理）

第１３条　この契約について、疑義又は変更の必要が生じたときは、法令に定めるところによるほか、甲、乙、丙が協議のうえ決定するものとする。

この契約を証するため、本書２通を作成し、甲丙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

年　　月　　日

甲　　住　　所　　伊丹市広畑３丁目１番地
　　名　　称　　社会福祉法人　伊丹市社会福祉協議会
　　代 表 者　　会 長　　坂 本　　孝 二　　㊞

丙　　住　　所
　　名　　称
　　代 表 者　　㊞

この契約に定める業務を実施する事業所に関する記載	事業所名
	住　　所

別記１

地域包括支援センター運営受託法人

名称	所在地	電話番号	担当圏域 （小学校区）	法人名称
天神川・荻野 地域包括支援センター	荒牧5丁目16－27	072- 777-7002	天神川・荻野	(福)伊丹市社会福祉事業団
稲野・鴻池 地域包括支援センター	広畑3丁目1	072- 780-1733	稲野・鴻池	(福)伊丹市社会福祉事業団
伊丹・摂陽 地域包括支援センター	行基町1丁目98	072- 775-2776	伊丹・摂陽	(福)伊丹市社会福祉事業団
笹原・鈴原 地域包括支援センター	南野2丁目3－25	072- 773-6223	笹原・鈴原	(福)伊丹市社会福祉事業団
桜台・池尻 地域包括支援センター	中野西1丁目18	072- 744－1475	桜台・池尻	(福)明照会
花里・昆陽里 地域包括支援センター	寺本6丁目150	072- 767-9939	花里・昆陽里	(福)翠松会
神津・有岡 地域包括支援センター	森本1丁目8－19	072- 777-8055	神津・有岡	(福)協同の苑
緑丘・瑞穂 地域包括支援センター	北園1丁目19－1	072- 777-3652	緑丘・瑞穂	(福)ヘルプ協会
南 地域包括支援センター	中央4丁目5－6	072- 771-8566	南	(福)ジェイエイ兵庫六甲福祉会